

(保育所版)

(別記)

## 福祉サービス第三者評価結果公表事項

### ① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 JMACS
-----------------

### ② 施設・事業所情報

名称：松山市立粟井保育園	種別：保育所	
代表者氏名：正鑄 倫子	定員（利用人数）： 60名(46名)	
所在地： 松山市鹿峰63-2		
TEL：089-994-0193	ホームページ： <a href="https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaiciran/kodomokateibu/hoikusyo/awaiho.html">https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaiciran/kodomokateibu/hoikusyo/awaiho.html</a>	
<b>【施設・事業所の概要】</b>		
開設年月日：昭和30年1月10日		
経営法人・設置主体（法人名等）：松山市		
職員数	常勤職員：17名	非常勤職員：9名
専門職員	（専門職の名称）：名	子育て支援員：1名
	保育士：18名	調理員：5名
	作業員：1名	事務補佐：1名
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	保育室：5室 事務室・支援センター室・調理室・ 倉庫各1室	鉄筋コンクリート1階建て 1棟

### ③ 理念・基本方針

〈理念理念・基本方針〉※松山市公立共通

- ・ 子どもの最善の利益を考慮し、子どもにとっても最もふさわしい生活の場を保証する。
- ・ 生涯にわたる「生きる力」の基礎を培う。保育所での環境を通じて、養護と教育を一体的に行う。
- ・ 保護者や地域の子育て家庭への支援を行う。

〈保育目標〉※保育所独自

- ・ 安心して生活できる「保育環境」の整備を進める。
- ・ 一人ひとりの発達を見通して、乳幼児期にふさわしい養護と教育の推進に努める。
- ・ 保護者の意向を受け止め、子育てに関する保護者の不安を解消するように努める。

(保育所版)

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

「豊かな感性と思いやりを育てる」

- ・ 広い芝生の園庭でのびのびと遊びます。
- ・ 安心できる環境の中で、好きな遊びを楽しみ、考える力を育みます。
- ・ 園外保育に出かけ、様々な経験を重ね、感性を磨きます。
- ・ 運動遊びを取り入れ、運動発達を養います。
- ・ 友だちと一緒に活動することでコミュニケーション能力や協調性などの社会性を養います。
- ・ 食育活動（野菜栽培、収穫、給食展示・給食レシピ配布・クッキング活動など）を通じて、食と体の関係について興味を深めます。
- ・ 行事活動を通じて、目標に向かって取り組む楽しさ、達成感を味わいます。
- ・ 異年齢児の交流を通じて、思いやりの心を育みます。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年6月18（契約日） ～ 令和8年3月4日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（平成24年度）

#### ⑥総評

◇特に評価の高い点

##### 1. 役割分担と連携による強固なチームワーク

一人ひとりの職員が役割を適切に果たし、優れた連携体制を構築している。園長は環境改善の助言やクラス編成の見直しを即断するなど、迅速なリーダーシップを発揮し、保護者対応の見本を示すことで職員の厚い信頼を得ている。チーフリーダーも経験を活かした的確な助言を行い、これらが一体となって、クラスの枠を超えた職員同士の相談や協力が円滑に行われている。

##### 2. 保育の質向上に向けた幅広い振り返りの仕組みと人材育成

保育の質を向上させるためのマニュアルや標準的な実施方法などが書面で整備されており基盤が確立している。実施計画において、目標達成の評価方法が具体的に明示されており、毎月のクラス単位の振り返りに加えて、人権擁護のセルフチェックや保護者アンケートの活用、期首・期末面談の実施など、さまざまな方法で振り返りを行う仕組みが根づいている。一人ひとりのニーズに合った研修受講も組織的に保障されており、専門性向上を重視する園の姿勢は高く評価できる。

##### 3. 地域との信頼関係を基盤とした充実した協働体制

隣接する公民館との良好な立地を生かし、日常的な交流が長年にわたり継続されている。公民館では地域子育て支援センターの広場を実施し、地域の課題やニーズを常時把握できる体制が整えられており、得られた情報は「全体的な計画」に適切に反映されている。

◇改善を求められる点

**1. 理念・目標体系の整理と周知資料の整合性の確保**

保育理念・方針・目標の記載が、ホームページや入園のしおり、事業計画書等の媒体ごとに異なっており、不統一な状態にある。また、各概念の階層（上位概念から具体的目標への流れ）の整理も十分とはいえない。今後は、これらを整合性のとれた内容に統一し、組織として目指す方向性を明確に示すことが望まれる。加えて、各種資料に目次やページ番号を付すなど、利用者が情報を得やすくするための工夫も期待される。

**2. 午後の時間帯における職員配置の適正化**

パート職員の勤務が午前集中しており、午後の時間帯の職員配置が手薄になっている。午前の活動は充実しているが、一日を通して安定した保育環境を維持するためには、午後の時間帯の配置人員を確保することが急務である。

**3. 会議記録の整備**

職員会議で重要事項の共有や見直しが行われているが、そのプロセスの記録が残されていない。意思決定の経緯を明確にするためにも、適切な議事録の作成が求められる。

**4. 防災・安全管理の徹底**

収納スペースの不足により、廊下に物品が置かれている状況が見受けられる。これは災害時の避難経路を妨げる要因となり、安全管理上の大きな課題である。早急に収納場所を確保し、防災上の安全性を担保した環境整備が求められる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、第三者評価を受けたことで、園をより良くするために一つ一つの項目を見直す機会を得ました。この経験は、職員一同の成長に繋がり、園の発展に向けた貴重なステップとなりました。改善が必要とされた点については早速職員間で議論を行い、必要な書類の整備を進めるとともに、来年度の行事に向けた保護者アンケートの実施を決定しました。

また、環境の整備に関しては、市の担当者に依頼を行い、収納場所の確保について検討・協力を得ることができ、今後の具体的な見通しを立てることができました。これからも、子どもの健やかな成長を支援するための取り組みを続け、子どもたちが安心して過ごせる生活環境を提供するとともに、保護者の皆様と共に子どもの成長を喜び合える園を目指して尽力していきたいと考えております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育理念や方針、目標の記載内容が、ホームページや入園のしおり、計画書等の各媒体間で不統一な状態にある。また、理念（上位概念）から具体的な目標へと至る階層構造の整理や、保護者への周知・理解度の差も課題となっている。園側は自己点検を通じてこれらを明確に認識しており、今後は理念体系の再編と媒体間での一貫性ある情報発信が求められる。保護者への効果的な周知に向けた具体的な取組が展開され、理解の浸透が図られることを期待したい。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	<b>a</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の統計データや、併設の子育て支援センターで収集した地域特有のニーズを的確に把握し、経営環境の動向を分析している。収支面では、公立園として市の予算に基づいた適正な計画を策定している。これらの情報は「全体的な計画」に具体的に反映され、職員間で共通認識を図っている。さらに、地域ニーズを中・長期計画の策定につなげることで、環境変化に即した事業運営の指針を明確にしており、実効性の高い運営体制を構築している。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・ <b>b</b> ・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>公立園として市の予算に基づき運営しつつ、施設修繕や安全確保のための工事等では市と連携し、迅速な改善に努めている。園内研修やチーム会を軸に、年度途中の柔軟なクラス再編や、加配職員の最適配置による小グループ保育の導入など、実態に即した改善を実践している。一方で、検討プロセスや合意形成の記録が不十分な点を課題として認識している。今後は話し合いの過程を記録・蓄積し、組織的な振り返りや次期計画へ活用することが期待される。</p>
--

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「松山市子ども計画」を上位計画とし、目標や経営課題を明記した中・長期計画を策定している。策定時は園長・チーフリーダーが原案を作成し、会議で意見を募るプロセスを経ているが、職員提案や検討過程の記録化には至っていない。成果指標は数値ではないが、記述による目標行動として設定されている。今後は、これら目標行動に対する客観的な評価基準や確認方法をより具体化し、計画の実効性と組織的な参画意識を高めることが期待される。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中・長期計画に基づき、前年度の現状を踏まえた単年度事業計画を策定している。計画には行事や総合的な取組が具体化され、保護者アンケートや職員の協議を通じて成果を確認している。振り返りの際、チーフリーダーからの意見はあるが、他職員からの提案は限定的である。今後はボトムアップによる改善を促すため、職員が主体的に発言できる場や手法を検討し、組織的な評価・改善サイクル（PDCA）を活性化させることが期待される。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行われ、職員が理解している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画の実施は、子どもの状況や保護者からの要望に基づき、必要に応じて柔軟に見直しが行われている。見直しの検討プロセスでは、まず職員間での協議を行い、特に行事等の大きな変更の際には、保護者アンケートの意見を汲み取り、理解と合意形成を得た上での決定に努めている。実施後は、その都度振り返りを行っている。今後は、今回の取組に生かすための反省点や改善策を記録として残すことに加え、年間計画に沿った定期的・組織的な進捗確認の場を設けることで、計画の着実な遂行と職員の共通認識をさらに深めていくことが期待される。</p>		

(保育所版)

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年度初めに「入園のしおり」に年間計画を掲載するほか、毎月の行事予定や詳細は、ICTアプリでの配信や、分かりやすく作成した書面を通じて周知している。保護者の送迎の動線に合わせて掲示板で周知や個別に口頭でも補足説明ができるよう配慮している。</p> <p>事業計画への理解と参加を促す取組として、行事ごとに保護者アンケートを実施し、掲示板や発表会等の機会を通じて計画内容の説明や意見収集に努めている。アンケートで寄せられた意見については、園としての考えや対応策を書面にまとめて回答しており、保護者との双方向の意思疎通を重視した透明性の高い運営に努めている。</p>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育の質の向上に向け、組織的な振り返り体制が確立されている。毎月の会議で指導計画や記録に基づく評価・見直しを行うほか、園内研修として公開保育を通じた相互研さんに取り組むことにより、客観的な視点で課題の抽出や良さの共有を図っている。園長やチーフリーダーも参画し、迅速な体制改善や専門的な助言を行っている。また、3歳未満児の連絡帳では、保育者の意図と保護者の思いを園での様子につなげて記述し、家庭とねらいを共有することで、一体となって育ちを支える実践を具現化している。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果に基づき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育の自己評価チェックシート」や「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を全職員が活用し、一人ひとりの保育実践における課題や改善点を客観的に抽出する仕組みが整っている。また、行事实施後には保護者アンケートの結果を職員間で速やかに共有している。保護者の意向を真摯に受け止めつつ、「子どもの最善の利益」を軸とした改善策を職員会議等で協議し、次回の計画へ反映させている。</p>		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ <b>①</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年度当初の職員会議で園長の役割や保育観を周知し、有事の際の権限委任体制も整えている。支援が必要な家庭への対応では、園長が主体となって職員を支え、管理者としての責任を果たしている。課題として、これら指針の明文化は進んでいるものの、会議録への記録や広報紙への掲載といった正式な発信には至っていない。今後は、職務権限や経営指針を体系的に記録・発信し、組織内へのさらなる浸透と理解を深めていくことが期待される。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	<b>①</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>不当要求防止責任者講習の受講による法的対処法の習得をはじめ、コンプライアンス条例や倫理規則に基づき、法令等の理解に努めている。園長は、法令等の要点を保育現場の具体的な状況に置き換え、朝礼での指導や資料の回覧を通じて職員へ周知している。こうした周知の徹底により、苦情発生時には職員が一人で抱え込まず、速やかに園長やチーフリーダーへ報告・相談する体制が定着している。法令遵守の重要性が現場レベルまで浸透しており、組織全体として適切な対応力が備わっている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	<b>①</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は毎月のチーム会へ継続的に参加し、クラスの取組や子どもへのかかわり方に対し、視点の切り替えを促す助言や具体策の提示を行っている。保育の質に関する課題は、自己評価シートや指導計画を通じて的確に把握しており、給食時の座席配置や生活動線といった環境構成の改善に向け、自ら現場に入り職員と共に検討・実践する姿勢を示している。困難を抱える職員に対しては、組織全体で支える雰囲気づくりを進めている。今後は、保護者支援における職員のスキルアップを課題に据え、専門性の向上を目指す意向である。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	<b>①</b> ・b・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は風通しの良い職場環境を目指し、日常的な対話や年2回の面談を通じて職員の意向をきめ細かく把握している。市の全公立保育園で「手ぶら通園」が導入され、保護者・職員双方の負担軽減や、時間外手当の適正支給を徹底している。さらに、パート職員の配置の工夫や書類業務の簡素化を自ら提案・推進し、勤務時間内での業務を終えられるよう組織的に支援している。質の高い保育を維持し、職場全体の生産性と働きやすさの向上に向けて強いリーダーシップを発揮している。</p>
--

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>多様な専門職を配置し、職種間の連携を推進している。午後のパート職員不足を組織課題と捉え、安定した保育体制の構築に向けて市へ人員配置の要望を継続している。公立園として、市の配置計画に基づき適切な対策を求めている。また、次世代の人材確保を見据え、大学生の実習や中高生の職場体験を積極的に受入れ、保育の魅力を発信している。将来の福祉人材育成につなげる基盤づくりに寄与するなど、組織の継続性の確保に努めている。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	<b>a</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は期待する職員像を文書で明示し、公立保育園として市の人事基準に基づいた透明性の高い評価体制を構築している。職務遂行評価に加え、全職員対象の多面評価を実施することで客観性と公平性を確保している。運営面では、園長が期首・期末面談を通じて職員の意向や心身の状況を丁寧に把握している。目標達成への助言や、職員間の意思疎通の仲介を積極的に行い、モチベーション向上と良好な職場環境の維持に向けた実効性の高いマネジメントを実践している。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	<b>a</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>総務管理システムで時間外勤務や休暇取得状況を精緻に把握し、計画的な年休取得を通じてワークライフバランスを推進している。期首・期末面談や日常の対話に加え、園長・チーフリーダーが柔軟に相談に応じる体制を構築し、職員の安心感を高めている。健康管理面では、産業医による講話や面談に加え、外部の産業カウンセラーや「ヘルスルーム」などの相談窓口を周知し、園内外でサポートを受けられる多層的な体制を整備している。ストレスチェックの結果も活用しながら、組織全体で心身の健康維持と働きやすい職場づくりを実践している。</p>		

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全職員がヒアリング票を作成し、年3回の面談を通じて目標設定から成果確認までを体系的に実施している。一人ひとりの経験や役職に応じた具体的目標を共有することで、着実な成果につながる取組と業務へのやりがいを支える育成体制を構築している。園長は現状の課題として、複雑な相談に対応するための専用スペースの不足や、面談時間の確保が難しい点を認識している。これに対し、相談環境の整備やスケジュールの見直しなど、柔軟な改善に向けた高い意欲を示しており、今後さらなる個別支援体制の充実と心理的安全性の向上が期待される。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の基本方針に基づき、階層・職種別の専門性を高める年度研修計画を策定している。研修の範囲は、主管課主催のものから市保育会、県保育協議会まで多岐にわたる。計画には経験年数に応じた到達目標を明記し、職員の意向を反映させることで実効性を高めている。受講に際しては、全職員が希望する研修に参加できるよう組織的な勤務調整をしている。研修後の振り返りを通じて、職員自身も有益性を実感しており、一人ひとりの学びを現場に生かす意欲の向上と、組織全体の資質向上につながる好循環が形成されている。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全職員に対し、研修情報の提供と積極的な参加を促している。職員の経験年数や習熟度に応じた適切な研修を提示し、年間を通じて正規職員は3回以上、会計年度任用職員は2回以上の受講機会を保障できるよう勤務調整を行っている。研修実施後は、資料の回覧に加え「還元研修（報告会）」を朝礼や同クラスで開催することで、参加できなかった職員とも学びを共有し、組織全体の専門性向上を図っている。勤務時間に制約のあるパート保育士等に対しても、階層別研修への参加を促すほか、園内での還元研修や資料回覧、eラーニングの活用などを通じて、研修内容を把握できる体制を整えている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㉠・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育実習の「指導マニュアル」と「プログラム」を整備し、学生が発達段階や保育の役割を体系的に学べる体制を構築している。実習生の関心に合わせた内容調整や、養成校との密な連携により、質の高い指導を実践し、教員の訪問受入れなどで円滑な指導を継続している。また、市の新規採用事務職の実習も受入れ、行政全体の現場理解を深めるなど、多角的な視点から将来の保育を担う人材育成に寄与している。今後は、指導者向け研修の実施を検討されたい。</p>
--

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市のホームページや広報紙、園内掲示等を通じて、理念や事業計画、予算・決算情報を適切に公開し、運営の透明性を確保している。入園式や行事の際には、保育の目的を口頭で丁寧に説明し、保護者への周知と理解の促進に努めている。また、SNSや外部の子育て情報サイトも活用し、多角的な情報発信を実践している。今後は、小学校や公民館などの地域機関を活用した発信をさらに強化し、社会に対してより開かれた園運営につなげていくことが期待される。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>公立施設として、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。今後は、外部の専門家による監査支援等を活用して事業や財務の評価を受け、経営改善を図ることが期待される。</p>		

### II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	<b>a</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は「地域のリーダー」としての役割を明示し、積極的な地域交流を実践している。小学校との連絡協議会や行事への参加を通じて円滑な接続を図るほか、地区文化祭での園児の出演や、中学生の職場体験受入れなど、世代間交流を推進している。また、自主防災組織や小学校との合同避難訓練を実施し、有事の協力体制を構築している。地域資源の情報は図示して掲示・配布し、保護者のニーズに応じた利用を推奨するなど、地域に根ざした運営を行っている。</p>		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ <b>②</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ボランティア受入れマニュアルを整備し、基本姿勢と受入れ体制を明確にしている。直近数年は希望者がなく実績はないが、申し出があった際は市と連携し、事前オリエンテーションを通じて園児へのかかわり方や注意事項を説明する手順を確立している。一方で、中学校の職場体験などは積極的に受入れており、地域活動への協力姿勢は高い。今後は、現状のマニュアルを再確認し、多様な人材を受入れる準備を継続することが望まれる。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	<b>①</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>発達支援では担当者や担任が連携し、保護者の意向に沿って適切な療育・医療機関へつなげている。会議等で状況を共有し、園と関係機関の双方が安心できる環境を整備している。家庭支援や虐待防止においても、園長を中心に市・県の関係機関と密に情報を共有し、適切な支援を実践している。今回の受審を通じて、社会資源リストを新たに作成・掲示したほか、相談記録を书面化し、職員の異動後も一貫した支援を継続できる体制を整えた。地域に資源が不足する際には、ネットワーク構築に積極的に取組む姿勢を有している。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・ <b>①</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>コロナ禍を経て地域交流が再開し、園長が公民館や児童クラブの役員を兼任するなど、地域組織に深く参画している。民生委員・児童委員や主任児童委員との情報交換を通じ、地域の福祉ニーズを的確に把握するよう努めている。併設の子育て支援センターでも相談支援を行い、地域全体で子どもを見守る良好な関係を築いている。今後は公民館や児童クラブ、児童館との連携をさらに深め、保育所がもつ機能を地域に発信するとともに、園の広報紙による情報発信を強化するなど、地域福祉の向上に寄与することが期待される。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a・ <b>②</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域子育て支援センター事業を通じ、未就園児や妊婦を対象とした相談・情報提供を、公民館等で多角的に展開している。中学生の職場体験や市の新規採用職員研修も受入れ、保育の専門性を次世代へ還元している。また、災害時の避難所開設体制を整え、地区の防災会長と役割分担を協議するなど、地域の安全・安心の拠点として機能している。今後は、これまで実施できていなかった保育ノウハウの地域への還元を具体化するとともに、整備中の避難所受入れマニュアルを活用し、実践的な備えを進めていくことが期待される。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「全体的な計画」に倫理綱領を反映し、人権擁護セルフチェックリストを用いて、日頃から保育の振り返りを行っている。研修や会議に加え、職員間で随時対話を重ね、一人ひとりの意思の尊重や性差に配慮した環境構成を実践している。子どもの「やってみたい・したくない」という気持ちを保障することを大切にした標準的な保育方法を確立している。保護者にはポートフォリオやチェック結果を共有し、園と家庭が一体となって子どもを尊重する視点を育むことに努めている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等に配慮した保育が行われている。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育園守秘義務マニュアル」に基づき、子どものプライバシー保護を徹底している。物理的な配慮として、特性に応じた個別空間の確保や、排泄・シャワー時の目隠しをするなどの取組を行っている。職員研修では、保育の実践内容を想起しながら適切な対応を共有している。入園時には、写真撮影・掲載に関する同意書を取得し、保護者へ方針を周知している。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育所の紹介資料は、地域子育て支援センターや公民館などの公共施設への設置や、ホームページでの公開を通じて広く周知している。園の概要や行事、園児の様子など、利用希望者が選択に必要な情報を積極的に発信している。園見学の希望には柔軟に対応し、活動の様子が伝わりやすい午前中の見学を推奨している。見学時は「入園のしおり」を用い、チーフリーダー等が丁寧に説明を行い、利用者に寄り添った情報提供に努めている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉠・b・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育の提供内容や変更については「入園のしおり」に明記し、入園前のオリエンテーションで丁寧に説明している。担任との面談に加え、必要に応じて調理員とも直接対話する機会を設け、個別の状況に応じた安心感の提供に努めている。変更時は速やかに書類を提示し、役割分担に基づいてわかりやすい表現で口頭説明を行っている。要支援家庭には個別対応を徹底し、書類作成の付き添い支援を行うなど、各家庭の状況に寄り添ったきめ細かな対応を実践している。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>転園時は、所定様式による文書の引き継ぎを行い、保育の継続性を確保している。家庭保育への移行や卒園後の相談体制については「入園のしおり」に明記し、一時預かりや相談窓口の存在を口頭でも周知している。市の子育て相談リーフレットの配布・設置により、卒園後も活用できる社会資源を提示している。配慮が必要な児童や要保護児童については、主管課や関係機関と緊密に連携している。外部の支援事業所とともに保護者の同意の下で情報を共有し、一貫した支援体制を整えている。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの日々の様子や保護者アンケート、個別懇談等を通じて、利用者満足度の把握に努めている。得られた意見や課題は職員会で共有・記録し、保育内容や行事運営の改善に反映している。子どもの満足度については、園や家庭でのコミュニケーションを通じて把握している。また、少人数保育の特性を生かした丁寧な個別対応が行われている。改善内容については保護者へ文書などで丁寧に周知しており、利用者満足度の向上に向けた仕組みが適切に整備・運用されている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決の体制を整備し、チーフリーダーを中心に適切な対応が行われている。保護者アンケートの結果や意見については、人権擁護の視点を取り入れたチェックリストや集計結果とともに園からのフィードバックを周知し、理解の促進に努めている。これらの取組を通じて、保護者や子どもの声を保育の質の向上につなげている。苦情や意見を一過性の対応にとどめず、園全体で共有し改善に生かす仕組みが機能しており、評価基準に照らして整備され、適切に運用されている。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㉠・b・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者が相談や意見を述べたいときに、方法や相談相手を選べる環境を整備し、その内容を適切に周知している。日頃の言葉かけや対話を通じて相談しやすい雰囲気づくりが行われており、意見箱やアンケートの実施など、複数の手段を用意している。また、利用開始時の説明に加え、日常のかかわりの中で保護者や子どもの表情や態度から気持ちや意見を汲み取る姿勢が見られ、保護者が安心して思いを伝えられる環境が適切に機能している。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者からの意見や要望、提案等について、対応マニュアルを整備し、記録を残しながら具体的な保育の改善につなげている。保護者の声には園長が直接かかわり、必要に応じて職員間で共有・検討するなど、組織的な対応が行われている。また、日常的な職員ヒアリングや連絡帳などを通じて意見を把握し、状況に応じて迅速に対応するとともに、経過や内容を職員全体で共有する仕組みが機能している。これらの取組により、保護者からの相談や意見を積極的に受け止め、保育の質の向上に生かす体制が適切に整備・運用されている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事故やヒヤリハット事案について、所定様式により内容や経過を記録し、担当者から園長に報告したうえで、必要に応じて職員間で共有されている。また、職員へのヒアリングを通じて事案の振り返りを行い、日頃の保育の中で安全意識の向上に努めている。一方で、リスクマネジメントに関する体制や対応手順、要因分析・再発防止策については、組織として体系的に整理された文書やファイルとしての整備・蓄積が十分とはいえない。今後は、事案の整理や対応内容の記録を体系化し、再発防止策の検討・共有を一層進めることで、より効果的なリスクマネジメント体制の構築につながることを期待される。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>マニュアルを整備し、責任と役割を明確にした管理体制のもとで取組が行われている。感染症発生時には、国や保健所の指示に従い、速やかに状況把握と報告を行うとともに、規定に基づき保健所へ毎日報告する体制が確立されている。また、保護者への情報提供については、掲示や文書配布、個別の問い合わせ対応、クラス単位での説明など、状況に応じた方法で行っている。日常的にも、園長が朝礼等を通じて職員への注意喚起を行い、感染症予防に対する意識の共有が図られており、子どもの安全確保に向けた体制が適切に整備・運用されている。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地震や風水害等の災害に備え、立地条件を踏まえた対策が講じられている。保育室内の落下防止対策や強化ガラスの設置、飛散防止シートの貼付け、消火設備の整備、備蓄品の確保等、ハード面での安全対策を進めている。また、防災計画を策定し、災害発生時の初動対応や職員の行動基準について全職員に周知するとともに、訓練を通じて実践的な確認が行われている。全家庭が、MAC ネットシステムへの登録をしており、災害時の安否確認体制が整えられている。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>標準的な保育の実施方法は文書として整備され、市の園長会で共有されており、職員は内容を理解したうえで日常の保育に生かしている。保育においては、標準化を画一化とせず、子ども一人ひとりの発達や状況に応じて柔軟に対応している。職員間で意見交換や情報共有を行い、園長を中心とした体制のもと、園の実情に応じた保育が実践されている。標準的な実施方法を基盤としながら、専門性を生かした判断により保育の質を安定的に確保している。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>標準的な保育の実施方法については、チーム会議を中心に定期的な検証・見直しが行われており、組織的に改善を進める仕組みが整っている。会議での検討内容は記録として残され、改善点を明確にしている。見直しの結果は翌月の指導計画に反映し、実践へとつなげている。また、保護者との日常的なコミュニケーションや行事後のアンケートなどで得られた意見も保育内容の見直しに生かされており、継続的な保育の質の向上が図られている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく指導計画を適切に作成している。	㉠・b・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども一人ひとりの発達や生活状況、保護者の意向等を踏まえたアセスメントに基づき、指導計画を作成する体制が整えられている。作成・実施・見直しの流れや責任の所在が明確であり、組織的な取組が行われている。また、クラスの指導計画や個別の指導計画、児童票を活用し、「全体的な計画」との関連を意識した保育が実践されている。職員間で情報共有を図りながら、子ども一人ひとりに応じた支援に努めている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>指導計画については、チーム会議を中心に実施状況の評価や見直しが定期的に行われており、組織的な手順のもとで運用されている。見直した内容は会議録などで共有され、翌月の保育に生かされている。また、保育実践の状況や、子どもや保護者のニーズを踏まえた検討が行われ、必要に応じて計画の修正につなげている。評価・見直しを通じて次の保育に反映する流れが確立されており、継続的な保育の質の向上に取り組んでいる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども一人ひとりの保育の実施状況について、個別の指導計画に基づく記録が適切に行われており、書面で職員間に共有されている。記録内容は統一した様式で整理され、保育の経過や子どもの状態が具体的に把握できる。また、支援が必要な子どもへのかかわりについても、経過や対応内容が「乳児発達経過表」として記録され、日々の保育や支援の継続に生かされている。これらの記録を通じて職員間の共有が図られ、保育の質の確保と向上につながっている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもに関する記録については、個人情報保護に関する規程に基づき、保管・保存・廃棄、および開示請求への対応が適切に行われている。児童票などの記録は管理状況が確認され、不要となった記録についてはシュレッダー処理や溶解処理、市の回収ルートを活用するなど、確実な方法で廃棄されている。また、記録管理の責任体制が明確であり、職員は個人情報の重要性を理解し、適切な取り扱いを行っている。規程に沿った管理が実践されており、個人情報を適切に保護する体制が整っている。</p>		

**A-1 保育内容****A-1-(1) 全体的な計画の作成**

	第三者評価結果
A① A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・ <b>①</b> ・c

## 所見欄

<p>「全体的な計画」は、保育理念・基本方針および保育目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭、地域の実態を踏まえて作成されている。保育理念は市の方針と整合性があり、園として目指す保育の方向性が明確に示されている。また、「全体的な計画」は、職員室や保護者の送迎場所に掲示され、職員や保護者が日常的に確認できる環境が整えられており、保育実践の活用と保護者への周知が図られている。一方で、現在は、保育理念、方針、目標の記載が、ホームページや入園のしおり、事業計画書等の媒体ごとに異なっており、不統一な状態にある。また、各概念の階層（上位概念から具体的目標への流れ）の整理が課題となっている。今後は理念体系の再編と媒体間での一貫性ある情報発信が求められる。</p>
--

**A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開**

	第三者評価結果
A② A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・ <b>②</b> ・c
A③ A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	<b>③</b> ・b・c
A④ A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	<b>④</b> ・b・c
A⑤ A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	<b>⑤</b> ・b・c
A⑥ A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	<b>⑥</b> ・b・c
A⑦ A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	<b>⑦</b> ・b・c
A⑧ A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	<b>⑧</b> ・b・c
A⑨ A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	<b>⑨</b> ・b・c

A⑩ A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑪ A-1-(2)-⑩ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㉠・b・c

### 所見欄

子どもが安心してくつろげるよう、職員の意見を反映したチームづくりを行い、職員同士が相談し合える体制が整えられている。園舎の間取りに関する課題についても園長が把握し、改善に向けた検討を進めている。発達支援担当者の専門性を生かしたかかわりにより、子どもが安心して過ごせる人的環境づくりが図られている。

子どもの状態に応じた保育では、発達検査表や人権擁護のチェックリスト等を活用し、子どもの発達や家庭環境を踏まえて一人ひとりの状態を把握している。年度当初の引き継ぎや職員間の共有を通して保育が行われている。発達支援を要する子どもについては、園長と発達支援担当者を中心に職員同士が相談し合い、療育機関等とも連携しながら、個別の状況に応じたかかわりが実践されている。

一人ひとりの発達に応じ、基本的な生活習慣が身につくような環境や動線を工夫するとともに、子どもの意欲を引き出し、自分でやろうとする気持ちを大切にしたかかわりと援助が行われている。

子どもが主体的に活動できる環境づくりでは、子どもの発想や「やってみたい」という思いを起点に、遊びを通して活動や行事へとつなげる工夫が見られる。安心して挑戦できるかかわりのもと、過程を大切に、振り返りを通して成功体験や主体性が育まれている。

0歳児保育では、担当制を導入するために市内の乳児保育施設を視察し、乳児用食器を取入れ、特定の保育士との安定したかかわり方について学び、0歳児が安心して生活できる環境の改善を行った。また、養護と教育が一体的に展開されるよう、保育内容や方法に配慮した取組を行っている。

1・2歳児を分けたクラス編成と職員配置の工夫により、一人ひとりの発達や生活リズムに応じたかかわりが行われている。パート職員を補充し、職員間の連携を強化することで、養護と教育が一体的に展開され、保育の連続性が確保されている。

3歳以上児の保育では、2・3歳児を同一クラスで編成し、3歳児には加配職員を配置しながら、一人ひとりの発達段階に応じたかかわりが行われている。3歳児が生活や遊びのモデルとなり、2歳児が安心して集団にかかわれる環境が整えられている。4・5歳児の保育においては、各年齢に発達が気になる子どもが在籍していることを踏まえ、子ども同士のかかわりを大切にしながら、主体性や社会性が育まれるよう環境と援助に配慮した実践が行われている。

障がいのある子どもの保育について、排泄の自立において、プライバシーに配慮した環境を整え、安心して取組める支援を行っている。また、食事の場面では、姿勢や動線に配慮した環境を整え、子どもが落ち着いて食事ができるよう工夫している。保護者の思いや不安に対しては、丁寧な相談・援助を行うとともに、療育機関等の関係機関と定期的な連携を図っている。

(保育所版)

子どもの在園時間を考慮した環境については、保育時間が異なる子どもに配慮し、早朝からの受入れにおいても安心して過ごせる環境が整えられている。保育士間の引き継ぎは、タブレットの導入やホワイトボードの活用により確実に行われ、情報共有の徹底が図られている。保護者との連携においても、伝達漏れやコミュニケーション不足を防ぐ工夫がなされている。

小学校との連携や就学を見通した計画に基づき、「架け橋プログラム」を実施し、子どもが小学校生活を具体的にイメージできるよう配慮している。幼保小交流会や小学校行事への参加を通して、就学への期待や見通しが持てる機会を設けている。年長児の個別懇談で把握した内容は、就学に向けた支援に生かすとともに、小学校との連携・引き継ぎを丁寧に行っている。

### A-1-(3) 健康管理

	第三者評価結果
A⑫ A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	Ⓐ・b・c
A⑬ A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	Ⓐ・b・c
A⑭ A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c

### 所見欄

子どもの健康管理については、入園時の家庭状況調査票により健康状態を把握し、継続的に情報を更新しながら健康管理を行っている。緊急時の対応が必要な子どもについては、対応方法を整理するとともに、日々の様子を記録・共有する体制を整えている。主管課の看護師と連携し、子どもの健康状態について職員間で申し送りやタブレットを活用した情報共有を行っている。

健康診断および歯科健診の結果を記録し、関係職員間で共有している。結果は日々の保育や健康管理に反映するとともに、必要に応じて保護者と情報を共有し、家庭での生活に生かせるよう配慮している。

アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもについては、医師の指示書や調査票に基づき、園内のガイドラインに沿った対応を行っている。給食においては、調理員と保育士が連携し、除去食や代替食を適切に提供するとともに、誤食防止に配慮した環境を整えている。対応内容は職員間で共有し、保護者への説明も行い、連携を大切にした支援が実践されている。

(保育所版)

## A-1- (4) 食事

	第三者評価結果
A⑮ A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A⑯ A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	Ⓐ・b・c

### 所見欄

食育の観点を踏まえた「食育計画」を「全体的な計画」の中に位置づけ、給食調理員も参画しながら内容の検討や見直しを行っている。子どもの発達や一人ひとりの状況に応じた援助を行い、食への関心を育みながら、落ち着いて楽しく食事ができる環境づくりに努めている。食に関する配慮が必要な子どもについては、個別に対応し、安心して食事に参加できるよう支援している。

子どもの発達や体調に配慮し、旬の食材や季節感のある食材を取り入れながら、献立や調理方法を工夫し、おいしく安心して食べられる食事を提供している。月1回の主管課主催の給食検討会を通して、各園の調理員と情報共有を行い、その日の子どもの体調に応じた味付けや調理の調整に反映している。また、野菜の栽培や調理活動を保育に取り入れ、食への関心を高める食育の取組を行っている。

## A-2 子育て支援

### A-2- (1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A⑰ A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	Ⓐ・b・c

### 所見欄

連絡帳や送迎時の対話を通して、家庭との日常的な情報交換を行っている。園長や担任に加えて、加配保育士も同席する個別懇談を実施するなど、保育の意図や子どもの育ちを伝えるとともに、家庭での様子について相互理解を深める機会を設けている。保護者からの声かけや相談には日常的に応じ、記録や月指導計画等で振り返りを行い、必要に応じて保育内容の改善へつなげている。こうした PDCA サイクルを意識した家庭との連携が、計画的・継続的に図られている。

(保育所版)

### A-2-(2) 保護者等の支援

	第三者評価結果
A⑱ A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㉑・b・c
A⑲ A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害のある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㉑・b・c

#### 所見欄

<p>保護者が安心できる子育て支援については、日々のコミュニケーションを大切に、連絡帳や送迎時の対話を通して、保護者との信頼関係づくりに努めている。保護者からの相談には随時応じられる体制を整え、内容に応じて個別に丁寧な助言や支援を行っている。相談内容は適切に記録・共有し、必要に応じて関係職員が連携しながら対応することで、保護者が安心して子育てに向き合えるよう支援している。</p> <p>虐待の発見・対応・予防については、日頃から子どもの様子や家庭での養育状況に留意し、虐待等の権利侵害の兆候を見逃さないよう職員間で意識共有を行っている。気になる状況が見られた場合には、速やかに園長に報告し、園内で情報共有・協議する体制が整えられている。ネグレクトが疑われるケースについては、こども家庭センター等の関係機関と連携した対応実績があり、通告義務についても職員に周知している。また、保護者への声かけや相談対応を通じ、未然防止に努めている。</p>
---

### A-3 保育の質の向上

#### A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

	第三者評価結果
A⑳ A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㉑・b・c

#### 所見欄

<p>保育士等は日々の記録や職員間の話し合いを通して保育実践を振り返り、自己評価を行っている。自己評価の様式については、市が来年度より職種別の様式に変更予定である。振り返りは、子どもの姿や育ちの過程を重視し、課題や改善点を共有して次の保育に生かしている。また、自己評価や研修記録は継続して蓄積され、職員研修のOJTや外部研修の参加につなげることで、専門性の向上と保育の質の改善に取り組んでいる。</p>
---